

議案第 8 号

瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

瑞穂第三小学童保育クラブの移設に伴い、条例を改正する必要がある
ので、本案を提出する。

瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例の一部を
改正する条例

瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例（平成 2 6 年
条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の見出し中「還付」を「返還」に改め、同条中「還付し
ない」を「返還しない」に改め、同条ただし書中「還付する」を「返
還する」に改める。

別表瑞穂第三小学童保育クラブの項中「6 7 0 番地」を「6 7 6
番地 1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

瑞穂町学童保育クラブの設置及び運営に関する条例 新旧対照表

新	旧																
<p>第1条から第10条 略</p> <p>(<u>育成料の返還</u>)</p> <p>第11条 既納の育成料は、<u>返還しない</u>。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を<u>返還する</u>ことができる。</p> <p>第12条 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="244 808 782 1061"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>瑞穂第三小学童保育クラブ</td> <td>瑞穂町大字二本木67 6番地1</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</u></p>	名称	位置	略	略	瑞穂第三小学童保育クラブ	瑞穂町大字二本木67 6番地1	略	略	<p>第1条から第10条 略</p> <p>(<u>育成料の還付</u>)</p> <p>第11条 既納の育成料は、<u>還付しない</u>。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を<u>還付する</u>ことができる。</p> <p>第12条 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="853 808 1391 1061"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>瑞穂第三小学童保育クラブ</td> <td>瑞穂町大字二本木67 0番地</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	瑞穂第三小学童保育クラブ	瑞穂町大字二本木67 0番地	略	略
名称	位置																
略	略																
瑞穂第三小学童保育クラブ	瑞穂町大字二本木67 6番地1																
略	略																
名称	位置																
略	略																
瑞穂第三小学童保育クラブ	瑞穂町大字二本木67 0番地																
略	略																

